

令和4年度八幡浜市特定健康診査受診率向上事業に係る仕様書

1 業務名

令和4年度八幡浜市特定健康診査受診率向上事業業務

2 業務期間

契約日から令和5年3月31日まで

3 業務内容

市は受注者に対して、令和4年4月1日付、厚生労働通知保国発第0401第4号、「令和4年度国民健康保険保険者努力支援交付金（事業費分・事業費連動分）交付要領の別紙(2)のうち、(1)市町村国保ヘルスアップ事業(A)、①生活習慣病予防対策、a)特定健診未受診者対策に該当する特定健診受診率向上事業に係る業務を委託する。

(1) 提供データ

市は受注者に次のデータを提供する。このほかに必要なデータについては、協議のうえ提供する。

① 特定健診結果情報データ

FKAC167（特定健診等データ管理システムから抽出したもの）

過去3年度分（令和元年度～令和3年度）

② 特定保健指導情報データ

FKAC165（特定健診等データ管理システムから抽出したもの）

過去3年度分（令和元年度～令和3年度）

③ 特定健診対象者データ

FKAC161（特定健診等データ管理システムから抽出したもの）

過去3年度分（令和元年度～令和3年度）

④ 被保険者情報データ

被保険者管理台帳（KDBシステムから抽出したもの）

(2) データ分析業務

受注者は、上記データを分析し、以下の業務の実施を通して効率的・効果的な受診勧奨を実現するための分析を行う。

(3) 受診勧奨通知

データ分析を基に受診勧奨を行う。

① 対象者

受診対象者数 約7,300人

市と協議のうえ、受診対象者のうち、勧奨効果が高いと思われる者を通知対象者として決定する。

② 通知物

通知物は、データ分析を基に対象者により内容を変えるなど効果的な内容とすること。

通知物及び送付対象者の郵便番号、宛先、宛名は、市が提供する情報を基に、受注者が印刷するとともに市から提供される健診受診者などの除外対象者となる情報を基に、受注者は

最終的な勸奨対象者に発送を行う。

除外対象者の情報は、原則発送日の2週間前までの授受とする。

なお、通知物の印刷内容に関して、受注者は市に事前に校正の確認を行う。受注者は市の要望による修正を実施するが、その回数は最大2回とする。

(4) その他、受診率向上に繋がる工夫

その他、事業者の強み等を生かした受診率向上に繋がる工夫を盛り込むこと。

(5) 勸奨結果の効果検証

市は受注者に令和4年度の受診者データを提供し、受注者は本事業実施による受診率の変化等について報告書を作成し市に報告する。

受注者は、検証結果を基に次年度以降に実施すべき有効な施策について市に提案をする。

4 委託料の支払い

(1) 委託料の支払は、事業完了後の一括払いとする。

(2) 受注者は、業務終了後速やかに市に業務完了届を提出すること。市は、速やかに検査等を実施し、受注者は、検査等に合格したのち市へ代金の支払いを請求する。

(3) 市は受注者から提出された請求書を審査し、適正と認めたときは受領した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

5 情報の保護

(1) 市及び受注者は、本業務の履行にあたり知り得た情報を第三者に漏らさないこと（資料の転写、複写、転載、閲覧及び貸出を含む）。

(2) 受注者は、本業務に関するデータ管理について、漏えい、滅失、き損及び改ざんを未然に防止するための措置を講じること。

(3) 業務完了後、受注者は本業務の履行にあたり収集、管理したデータを市に引き渡すものとする。ただし、当該データから個人情報を削除し、個人を特定できない状態にしたうえで保管、利用することができるものとする。

6 個人情報の保護

個人情報の本旨を周知徹底し、関係諸法令、八幡浜市個人情報保護条例（平成17年条例第223号）及び次の個人情報取り扱い事項を遵守すること。

(1) 受託者は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会若しくは同協会が認定したプライバシーマーク指定審査機関が認定するプライバシーマーク登録証を取得しているか、JAPHIC（ジャフィック）マークを付与されている又はISO/IEC27001の認定を2年以上継続して、現在も保有していること。

(2) 受託者は、本業務の履行にあたり、細心の注意をもって個人情報の管理に当たること。

(3) 受託者は、本業務を履行するための個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別されえるものをいう。）がある場合は、その保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び八幡浜市個人情報保護条例を遵守し、個人

の権利及び利益を侵害することがないように、個人情報 を適正に取り扱わなければならない。

- (4) 受託者は、この契約による業務の実施のために市から引き渡された個人情報が記録された資料等を本契約に基づく利用及びその業務の目的を達するために必要な範囲を超えて複製し、又は複製してはならない。
- (5) 受託者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、本契約を処理するために、市から提供され、また作成した個人情報が記録された資料等は速やかに市に返還し、又は引き渡すこととする。ただし、市が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

7 その他

- (1) 受注者は自治体での受診勧奨業務の実績を有するものとする。
- (2) データの受け渡し、データの加工等に必要な機器等の準備、運搬等にかかる経費については全て受託者の負担とする。
- (3) 受け渡しデータのフォーマットについては別途協議して定めるものとする。
- (4) 市が要請する緊急の連絡や協議に迅速に対応する。
- (5) 契約締結後速やかに全体スケジュール等の詳細について打ち合わせを実施すること。
- (6) 報告書のフォーマットについては、別途協議し提供すること。
- (7) その他、本仕様書に定めのない事項については市と受注者が協議して定める。